

## 迷惑防止条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れること。</p> <p>(2) <u>通常衣服で隠されている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくはその目的で撮影機器を人に向け、若しくは設置すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。</u></p>	<p>(粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 何人も、<u>人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に着ける物<u>(以下この条において「衣服等」という。)</u>の上から触れること。</p> <p>(2) <u>衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</p> <p>3 <u>何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>(罰則)</p> <p>第15条 <u>第2条第2項第1号の規定に違反した者又は第2号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第2条第2項第2号(前項に該当する行為を除く。)</u>又は<u>第3号</u>の規定に違反した者</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項、<u>第3項又は第4項</u>の規定に違反した者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第2条第2項又は第3項</u>の規定に違反した者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項、<u>第4項又は第5項</u>の規定に違反した者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

<p>7 <u>常習として第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	
<p>8 常習として<u>第2項又は第3項</u>の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>6 常習として<u>第1項又は第2項</u>の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>9 常習として<u>第4項</u>の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>7 常習として<u>第3項</u>の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>